

平成 2 4 年

2 月 彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会
会 議 録

開会：平成 2 4 年 2 月 2 8 日

閉会：平成 2 4 年 2 月 2 8 日

会期：1 日

彦根愛知犬上広域行政組合議会

平成24年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

平成24年2月28日（火）

◆議事日程	1
◆本日の会議に付した事件	1
◆会議に出席した議員	1
◆会議に欠席した議員	2
◆議場に出席した説明員	2
◆議事次第	
◇議席の指定	3
◇会議録署名議員の指名	3
◇会期の決定	4
◇議案第1号上程	4
◇質疑	6
◇討論	7
◇採決	7
◇議案第2号上程	8
◇質疑	10
◇討論	10
◇採決	10
◇議案第3号上程	11
◇質疑	21
◇討論	24
◇採決	26
◇一般質問	26
◆付録	
◇全員協議会	29

平成24年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録

平成24年2月28日（火）

◆議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号上程
- 第5 議案第2号上程
- 第6 議案第3号上程
- 第7 一般質問

◆本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第1号
彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例案
- 日程第5 議案第2号
平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第
2号）
- 日程第6 議案第3号
平成24年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算
- 日程第7 一般質問

◆会議に出席した議員（17名）

- | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1番 | 木村 | 修 | 議員 | 2番 | 有馬 | 裕次 | 議員 |
| 3番 | 谷川 | 利治 | 議員 | 4番 | 西山 | 勝 | 議員 |

5 番	山内	善男	議員	6 番	西澤	伸明	議員
8 番	中島	幸子	議員	9 番	小川	喜三郎	議員
10 番	上杉	正敏	議員	11 番	田中	滋康	議員
12 番	本田	秀樹	議員	14 番	宮田	茂雄	議員
15 番	安藤	博	議員	16 番	前川	春夫	議員 (遅刻)
17 番	嶋中	まさ子	議員	18 番	外川	善正	議員
19 番	北村	收	議員				

◆ 会議に欠席した議員 (2名)

7 番	北川	久二	議員	13 番	西川	正義	議員
-----	----	----	----	------	----	----	----

◆ 会議に出席した事務局職員

事務局長	宮本	守	書記	小椋	恭子
書記	高橋	大			

◆ 議場に出席した説明員

管理者	獅山	向洋	副管理者	村西	俊雄
副管理者	伊藤	定勉	副管理者	北川	豊昭
副管理者	久保	久良	会計管理者	東	幸子
総務課長	馬場	敬人	建設推進室長	牛澤	史幸
紫雲苑場長	谷川	勝彦	投棄場場長	水森	豊孝

◆ 議場に欠席した説明員 (0名)

◆議事内容

平成24年2月定例会

【開会】

議長 今定例会の開会に当たり、管理者よりあいさつをお願いいたします。

管理者 みなさんこんにちは。それでは、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

もういよいよ2月も月末を迎えております。皆様におかれましては、ご多用の中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、議員各位におかれましては、平素から当組合の管理運営に格別のご理解とご支援を賜っておりまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会は、職員の給与に関する条例の一部改正案、平成23年度一般会計補正予算第2号および平成24年度一般会計当初予算の案件を上程させていただきますので、どうかご審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうかよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

午後2時04分 開会

議長 それでは、ただ今から、平成24年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、16名で会議開会定足数に達しております。

よって、平成24年2月定例会は、成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

【議席の指定】

議長 日程第1、新たに就任いただきました議員の「議席の指定」を行います。議席は、ただ今、ご着席の議席といたします。

【会議録署名議員の指名】

議長 次に、日程第2、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、11番 田中滋康君、12番 本田秀樹君を指名いたします。

【会期の決定】

議長 次に、日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

—異議なしの声—

議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

【議案第1号上程】

議長 次に、日程第4、議案第1号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局職員

—議案の朗読—

議長 提案者の説明を求めます。管理者。

管理者 それでは、議案第1号について、ご説明申し上げます。議案第1号は、当組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案でございます。お手元の議案書綴り1ページから2ページ、また条例改正概要書3ページから5ページをご参照いただきたいと思います。

この条例の主な改正点でございますが、第1点は、時間外勤務手当の支給に当たり、勤務1時間当たりの基礎額の算定方法の取扱いに関しまして、彦根労働基準監督署から是正勧告を受けましたことから、所要の改正を行うものでございます。

第2点は、昨年9月30日の人事院勧告を踏まえまして平成18年度の大幅な給与構造改革における経過措置額につきまして所要の改正を行うものでございます。

以上の2点でございますが、詳細につきましては、事務局から説明さ

せますので、どうかよろしくお願ひいたします。

議 長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第 1 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」の詳細につきまして、ご説明させていただきます。条例案につきましては、議案綴り 1 ページから 2 ページ、別添といたしまして、条例改正概要書が 3 ページから 5 ページとなっております。

それでは、まず、条例案 1 ページ、第 1 条でございますが、これにつきましては「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例」の一部改正でございます。条例改正概要書では 4 ページで新旧対照をお示ししております。

時間外勤務手当および休日勤務手当の算出に当たりましては、これまでの改正前におきましては、勤務 1 時間当たりの給与額を算出する際の基礎額は、月額で支給している特殊勤務手当がある場合に限り、給料の基本給とそれに対する地域手当の額に、月額の特殊勤務手当の額を加えた額を基礎額とする取扱いでございました。この取扱いは、滋賀県自治振興課の技術的助言に基づきまして、日額または 1 件当たりの特殊勤務手当は、臨時的な手当となるため基礎額に含めず、月額の特殊勤務手当に限り基礎額に含める取扱いとしていたものでございますが、職員労働組合との交渉、また彦根労働基準監督署からの是正勧告を受けまして、改正後におきましては、特殊勤務手当は、月額に限らず、日額または 1 件当たりの支給形態であっても、基礎額に算入する必要があると改善指示されましたことから、月額の場合に加え、日額または 1 件当たりの場合においても、勤務 1 時間当たりの給与額を算出する際の基礎額に加算されるように改正を行うものでございます。

また、この第 1 条の改正の施行日につきましては、条例案では 2 ページ、改正概要書では 5 ページの部分に付則がございます。

施行日は、公布の日からでございますが、特殊勤務手当のうち火葬業務手当の支給を受ける職員に対する適用につきましては、労働基準法(第 115 条)の規定による賃金請求権の時効の 2 年間の範囲内で、不利益が生じた平成 22 年 9 月 1 日まで遡及するものとしています。これは、平成 22 年 9 月 1 日から特殊勤務手当に関する条例が一部改正され、火葬業務手当が月額から 1 件当たりの額へ改正されたことによりまして、それ以降、火葬業務手当は、勤務 1 時間当たりの給与額を算出する際の基礎額に算入されない取扱いとなっておりますので、平成 22 年 9 月 1 日まで

遡及して適用するものでございます。

また、今回の改正に伴い、火葬業務手当の支給されている火葬業務の技能労務職員 3 名について、平成 22 年 9 月 1 日以降の時間外勤務手当等の算定で追加の差額が生じることとなりますが、この予算措置に関しては、この後の「補正予算」において提案させていただくものとしております。

次に、条例案 1 ページの下の、第 2 条でございます。平成 18 年組合条例第 1 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の一部改正でございます。別添の改正概要書では 4 ページから 5 ページで新旧対照をお示ししてございます。

改正内容といたしましては、給料の現給保障額の段階的な廃止にかかる規定でございます。これは、昨年 9 月 30 日の人事院勧告で勧告されております内容で、平成 23 年 12 月 1 日に施行した給与条例の改正の際には、施行日が平成 24 年 4 月 1 日となる関係から保留していたものでございますが、当組合の給与条例の運用を参考としている彦根市での本内容の取扱いの動向を踏まえまして、同様に改正の提案をさせていただくものでございます。

現給保障につきましては、平成 17 年度の給与体系の大幅な見直しの中で、平成 18 年度から新たな給料表に切り替えをいたしました際に、それまでの給料月額に達しないこととなる職員については、いわゆる現給保障という形で、本来の給料月額に、その差額に相当する額を加えて、給料として支給されております。この現給保障について、平成 24 年度においては、保障額からその半額を減じた額、ただし減額の上限は 10,000 円を保障額として支給することとし、平成 25 年度からは保障額を廃止するものでございます。

この第 2 条の改正の施行日につきましては、条例案では 2 ページ、改正概要書では 5 ページの付則でございますが、最後のただし書き部分で、施行日は、平成 24 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案のご説明とさせていただきます。ご審議につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 これより、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

質疑はありませんか。

—なしの声—

議長 「質疑なし」と認めます。
以上で、議案第1号に対する質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。
討論は、ありませんか。

山内議員 すみません。討論をお願いいたします。

議長 山内善男君。

山内議員 5番、山内です。

議案第1号の第1条については、今提案のありましたように労働局からの助言、職員の労働組合を含めて合意をしているということで賛成をいたしますが、第2条については、前議会でも、この考え方については、意見を述べたとおりであります。繰り返しになりますが、労働者に対する不利益不遡及の原則からいって、単純に人事院勧告があるからといってこれに従うということについては、私たちは、一つは、地域経済の活性化という点から、二つ目には、労働者の人権を守るという点から反対をせざるを得ないというふうに思っています。以上、基本的には、第2条の労働者の権利が守られないこと、そしてまた、このことが地域経済の活性化に逆行するという基本的な立場から反対の討論といたします。以上です。

議長 他に討論はありませんか。

—なしの声—

議長 「討論なし」と認め、討論を終結いたします。
これより、採決を行います。

議案第1号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 多数（13人）—

議長 ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第1号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決されました。

【議案第2号上程】

議長 次に、日程第5、議案第2号「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局職員

—議案の朗読—

議長 提案者の説明を求めます。管理者。

管理者 それでは、議案第2号「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）」につき概要をご説明いたします。

これは、お手元の議案書の別冊で一般会計補正予算（第2号）というものでございます。今回の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額は、増減を行わずに、歳出予算の組み換えの補正を行うものでございます。

その要点でございますが、第1点としましては、職員の給与にかかる職員手当につきまして、給与条例の一部改正に関連し、斎場職員の時間外勤務手当の算定で追加差額が生じますので、所要額の増額の補正を行うものでございます。

第2点目として、斎場事業の燃料費につきまして、燃料単価の高騰により不足が見込まれますので、業務に支障が生じないよう、所要額の増額の補正を行うものでございます。

第3点目といたしましては、職員手当および燃料費の増額の財源につきまして、各構成市町に新たな負担を求めないよう、斎場事業の委託料の執行残額を減額し、歳出予算内で組み換えを行うものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第2号「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）」の詳細につきまして、ご説明いたします。

まず第1ページをご覧いただきたいと思います。1ページは、提出議

案の総括でございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出予算補正の款項の区分および金額について、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものでございます。歳入歳出予算の総額につきましては、組み替え補正のため、変更ございません。

続きまして、2 ページをご覧いただきたいと思えます。「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございます。予算科目の「款」および「項」の区分で補正明細を記載してございます。歳入につきましては、第 1 款「分担金及び負担金」第 2 項「負担金」につきまして、補正増減がないものを記載してございます。次に、歳出につきましては、第 2 款「衛生費」第 1 項「衛生管理費」を 1,755 千円増額し、第 2 項「保健衛生費」を 1,755 千円減額するものとし、総額の増減がないものとしてございます。

続いて、その詳細につきまして、3 ページ以降の「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明させていただきます。

3 ページをご覧いただきたいと思えます。まず「1. 総括」でございますが、こちら補正予算の内訳を、予算科目の「款」別に記載しているものでございます。詳細につきまして、4 ページをご覧いただきたいと思えます。予算科目の「款・項・目・節」の区分での詳細につきまして、ご説明させていただきます。

まず、「2. 歳入」上の部分でございますが、第 1 款「分担金及び負担金」第 2 項「負担金」第 1 目「負担金」第 1 節「市町負担金」に関しまして、歳出予算の組み替えに伴い、本来は事業別および市町別の負担金の額が変更となりますが、今回の補正におきましては、斎場事業の中での歳出に関する組み替えのため、補正の前後で変更がないことを説明欄に記載させていただいております。

次に、「3. 歳出」下の部分でございますが、第 2 款「衛生費」第 1 項「衛生管理費」第 1 目「一般管理費」の第 3 節「職員手当」に関しまして、給与条例の改正でもご説明いたしましたが、時間外勤務手当等の算定にかかる勤務 1 時間当たりの給与額の算出にかかる額が増額になりますので、こちらの関係で 1,755 千円の増額となっております。こちらにつきましては、平成 22 年 9 月 1 日まで遡及して適用した分の増額となる分の所要額となっております。

続きまして、次の第 2 款「衛生費」第 2 項「保健衛生費」第 1 目「斎

場管理費」におきまして、第 11 節「需用費」に関しまして、細節「燃料費」に関しまして、当初予算作成時から燃料単価の高騰により、火葬用灯油の予算が不足するため、所要額の 467 千円を増額するものでございます。

また、この職員手当および需用費の燃料費の増額の財源につきまして、各構成市町には新たな負担を求めないということで、そのため同じく「斎場管理費」の第 13 節「委託料」に関しまして、委託業務の入札執行残額が生じているため、職員手当および需用費の燃料費の所要額 2,222 千円と同額を減額するものでございます。

このため、予算総額に変更はなく、また事業別および市町別の負担金の額についても変更はないものでございます。

続いて 5 ページをご覧いただきたいと思います。5 ページにつきましては、補正予算給与費明細書でございます。「1 特別職」につきましては、補正増減はございません。「2 一般職」に関しまして、補正前後の比較でございますが、給与費の職員手当のうち、時間外勤務手当について 1,755 千円を増額する明細でございます。

以上、「平成 23 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算案(第 2 号)」のご説明とさせていただきます。

それでは、ご審議につきまして、よろしく願い申し上げます。

議長 これより、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

質疑はありませんか。

西澤議員 議長。

議長 あくまでも、通告制ですので、質疑は通告がない場合は、認められません。

よろしく願いいたします。

—なしの声—

議長 「質疑なし」と認めます。

以上で議案第 2 号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

—なしの声—

議 長 「討論なし」と認めます。討論を終結いたします。
これより、採決を行います。
議案第 2 号「平成 23 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算
(第 2 号)」を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めま
す。

—起立者 全員—

議 長 ご着席願います。起立全員であります。
よって、議案第 2 号「平成 23 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計
補正予算 (第 2 号)」は、原案のとおり可決されました。

【議案第 3 号上程】

議 長 次に、日程第 6、議案第 3 号「平成 24 年度彦根愛知犬上広域行政組合
一般会計予算」を議題といたします。
職員に議案を朗読させます。

事務局職員

—議案の朗読—

議 長 提案者の説明を求めます。管理者。
管 理 者 それでは、議案第 3 号「平成 24 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会
計予算」の概要についてご説明いたします。お手元の議案書、別冊をご
参照ください。平成 24 年度当初予算の編成にあたりましては、依然と
して厳しい社会経済情勢のもと、各構成団体の財政状況や財政健全化に
向けた取組を十分に踏まえまして、従来にも増して経費の節減に努めた
ものといたしました。
予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ 469,703 千円とし、前年
度と比べますと 7,689 千円の減少、1.6%の減少となるものでございま
す。
予算の詳細につきましては、後に、事務局から説明させますが、紫雲

苑および中山投棄場、日夏投棄場の各施設の適正な維持管理、また、新たなごみ処理施設の建設推進に向けまして、簡素で効率的な事業運営が図れるとともに、住民サービスの向上が図れるよう、必要となる経費を精査し、計上させていただきました。

特に、紫雲苑事業に関連いたしましては、紫雲苑が昭和 60 年 4 月の供用開始以来、稼働 28 年目に入りますことから、今後の大規模改修に向けまして、基本計画に着手する経費を盛り込ませていただきました。

各構成団体におかれましては、非常に厳しい財政状況下でございますが、当組合の運営にご理解をいただきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。以上です。

議長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第 3 号「平成 24 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算」の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。

それでは、1 ページをご覧ください。まず、第 1 条第 1 項の部分でございますが、平成 24 年度一般会計歳入歳出の予算の総額、こちらは、歳入歳出それぞれ 469,703 千円とすること、また、同条第 2 項では、歳入歳出予算の予算科目の「款・項」の区分は、2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」によることを定めるものでございます。続いて、2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」の詳細につきましては、こちらは 3 ページ以降の「歳入歳出予算事項別明細書」によりご説明させていただきます。それでは 3 ページ、こちらは見出しでございますので、4 ページをご覧くださいと思います。4 ページ「1. 総括」でございますが、歳入・歳出予算の内訳を、予算科目の「款」の区分により、前年度と比較しているものでございます。歳入歳出それぞれの予算の合計は 469,703 千円で、前年度比で 7,689 千円の減額となっております。

続いて、その各予算科目の詳細につきまして、説明させていただきます。

5 ページをご覧くださいと思います。まず、歳入の内訳につきまして、ご説明させていただきます。

第 1 款「分担金及び負担金」第 1 項「分担金」は、中山投棄場建設工事、日夏投棄場の設備改修工事、中山投棄場の浸出水処理対策工事に借り入れました起債の償還経費につきまして、説明欄にございますように、分担金アは、借入れ当時直近の平成 7 年の国勢調査の人口、分担金イに

つきましては平成 17 年の国勢調査の人口を基に、人口割 80%、均等割 20%の割合で、各構成団体にご負担いただくもので、合計で 121,141 千円でございます。前年度比では、平成 7 年度債が完済いたしましたことによりまして、110,585 千円の減額でございます。また、各市町のご負担額は、説明欄のとおりで、彦根市 84,368 千円、愛荘町は該当なし、豊郷町 11,505 千円、甲良町 12,507 千円、多賀町 12,761 千円でございます。

次に、第 2 項「負担金」につきまして、当組合事業の、斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分に係ります管理運営の経費につきまして、直近の国勢調査の人口を基に、人口割 80%、均等割 20%の割合で、構成団体にご負担いただくもので、合計で 319,734 千円でございます。前年度比では 103,022 千円の増額で、この後の歳出予算でご説明いたしますが、主には斎場事業に係る基金積立金の増加によるものでございます。各市町のご負担額は、説明欄のとおりで、彦根市 215,714 千円、愛荘町 5,813 千円、豊郷町 32,476 千円、甲良町 32,603 千円、多賀町 33,128 千円でございます。

続いて 6 ページをご覧ください。第 2 款「使用料及び手数料」第 1 項「使用料」は、火葬場と投棄場の各施設の使用料収入といたしまして、合計で 26,920 千円でございます。収入の積算は、過去の使用料実績に基づく推計により積算をいたしまして、第 1 節「斎場使用料」は 23,000 千円でございます。前年度比では、前年度同額としてでございます。次に、第 2 節「投棄場使用料」は 3,920 千円でございます。前年度比では、有料ごみの搬入量の減少に伴い 160 千円の減額で見込んでございます。

次に、第 3 款「財産収入」第 1 項「財産運用収入」第 1 目「利子及び配当金」、こちらは、各基金の預金利息といたしまして、合計で 356 千円でございます。前年度比では、定期預金の利率は減少してございますが、斎場施設整備基金の積立増等に伴いまして 34 千円の増額でございます。

7 ページをご覧ください。第 4 款「繰入金」第 1 項「基金繰入金」第 1 目「退職手当基金繰入金」は、退職手当基金の取崩しのための存目措置で 1 千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。

次に、第 5 款「繰越金」第 1 項「繰越金」第 1 目「繰越金」は、前年度余剰繰越金といたしまして 1,500 千円でございます。前年度比では、前年度同額で見込んでございます。

8 ページをご覧ください。第 6 款「諸収入」第 1 項「預金利子」第 1 目

「預金利子」は、公金取扱事務担保金定期預金利息として1千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。

次に、同款、第2項「雑入」第1目「雑入」、こちらは、紫雲苑での骨箱・骨袋の売却代金、また自動販売機設置料等として50千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。

以上が、歳入の内訳でございます。歳入合計の総額は469,703千円でございます。

引き続きまして、歳出の内訳につきまして、ご説明をさせていただきます。

9ページをご覧ください。第1款「議会費」第1項「議会費」第1目「議会費」、こちらは、議会運営にかかる経費でございます。

内訳につきましては、第9節「旅費」のみでございますが、議員の費用弁償といたしまして、定例会2回、臨時会2回、議会運営代表者会2回分を見込んでおり188千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。

続いて10ページをご覧ください。第2款「衛生費」第1項「衛生管理費」第1目「一般管理費」、こちらは、プロパー職員、派遣職員、嘱託職員、臨時職員の人件費、および総務課にかかる経費で、合計で128,289千円でございます。前年度比では1,066千円の増額でございます。

内訳につきましては、右の方でございますが第1節「報酬」は、監査委員、公平委員、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員の委員報酬として237千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。次に第2節「給料」また次の第3節「職員手当」でございますが、プロパー職員8名と派遣職員6名、派遣職員の内訳といたしまして彦根市4名、愛荘町1名、豊郷町1名の合計14名にかかります給料および職員手当といたしまして、「給料」は52,131千円で、「職員手当」は40,845千円でございます。各事業所別の内訳は、説明欄のとおりでございます。前年度比では、職員総数は変わりませんが、派遣職員の人事異動に伴いまして、「給料」が340千円の減額ですが、「職員手当」こちらは、時間外勤務手当の算定の関係で基礎額が上がること等により833千円の増額となったものでございます。続いて第4節「共済費」でございますが、こちらはプロパー職員・派遣職員の共済組合負担金、および嘱託職員・臨時職員の社会保険料等といたしまして18,939千円でございます。前年

度比では、共済組合負担金の掛け率の増加に伴いまして485千円の増額でございます。第5節「災害補償費」こちらは、休業補償等のための存目措置といたしまして1千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。第7節「賃金」こちらは、嘱託職員として投棄場場長1名、臨時職員といたしまして紫雲苑2名・投棄場1名の3名、嘱託・臨時職員の合計4名分で8,770千円でございます。前年度比では、人数は変わりませんが、臨時職員の勤務日数等の関係で66千円の減額となっております。第9節「旅費」は、普通旅費といたしまして57千円でございます。前年度比では、職員の派遣研修の日程の関係で4千円の減額でございます。第10節「交際費」は、管理者交際費といたしまして20千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。続いて11ページをご覧ください。第11節「需用費」は、総務課で使用いたしますコピー用紙や事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費、来客用茶葉の購入にかかる食糧費、印刷物の印刷製本費、機器等修理の修繕料といたしまして、合計で775千円でございます。細節別は、説明欄に記載のとおりでございます。前年度比では、公用車の車検修繕の関係で142千円の増額でございます。第12節「役務費」は、電話代、郵便切手代の通信運搬費、振込手続に係る手数料、公用車の保険料で、合計で308千円でございます。前年度比では、公用車の車検手続きの関係で12千円の増額でございます。第13節「委託料」は、職員の健康診断委託料として118千円でございます。前年度比では、受診項目の関係で4千円の増額でございます。第14節「使用料及び賃借料」は、事務機器のリース料、豊栄のさとの事務所使用料、ホームページサーバー使用料といたしまして1,339千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。第18節「備品購入費」は、機器の機能低下に伴い、総務課職員のノート型パソコン1台の更新で187千円でございます。第19節「負担金補助及び交付金」は、組合の職員互助会補助金、職員研修センターの研修負担金、社会保険協会費、市および町の派遣職員退職手当積立金の負担金として4,551千円でございます。前年度比では、派遣職員の給料額の減少に伴う負担額の減少によりまして136千円の減額でございます。第22節「補償補填及び賠償金」は、事故賠償金等のための存目措置として1千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。第27節「公課費」は、公用車の車検に係る重量税・印紙代で10千円でございます。前年度比で

は、公用車の車検の関係で全額の増額でございます。

以上が、第1項「衛生管理費」第1目「一般管理費」で、合計128,289千円でございます。

続きまして12ページをご覧ください。第2目「財政調整基金積立金」、こちらは、同基金の利息を積み立てるもので63千円でございます。前年度比では、利率は減少してございますが、基金の積み増しがございましたので14千円の増額でございます。

第3目「投棄場重機・施設整備基金積立金」は、同様に同基金の利息を積み立てるもので76千円でございます。前年度比では、利率の減少で25千円の減額でございます。

第4目「斎場施設整備基金積立金」は、同基金の利息の積立として151千円と、新たに斎場施設整備費の積立として100,000千円で、合計で100,151千円でございます。前年度比では、施設整備費の積立の増加に伴い、100,058千円の増額でございます。この施設整備費の積立に関連いたしまして、近い将来の施設改修に向けました計画につきましては、後ほどの紫雲苑事業におきましてご説明させていただきます。

次に第5目「退職手当基金積立金」、こちらは、同基金の利息の積み立て、および職員の基本給に所定の率を乗じた退職手当相当額を積み立てるもので、合計で4,534千円でございます。前年度比では、退職手当相当の積立額、こちらの率(1,000分の170)は変わりませんが、プロパー職員の給料額の増加に伴い76千円の増額でございます。

以上が、第1項「衛生管理費」で、合計233,113千円でございます。

次に13ページをご覧ください。第2款「衛生費」第2項「保健衛生費」第1目「斎場管理費」でございますが、こちらは、火葬場「紫雲苑」の維持管理に要する経費でございます。合計で24,734千円でございます。前年度比では2,493千円の減額でございます。

内訳につきましては、第9節「旅費」、こちらは、普通旅費として8千円でございます。前年度比では、火葬技術管理士の通信教育受講に伴う出張として、新規増額でございます。第11節「需用費」は、事務用品や作業服、火葬業務用のお香、また台車保護材等の消耗品費、火葬用灯油の燃料費、来客用茶葉の食糧費、印刷物の印刷製本費、また施設の電気・水道代の光熱水費、火葬炉設備等の定常的な修理に要する修繕料として、合計で15,017千円でございます。細節別は、説明欄に記載のとおり

りでございます。その内、修繕料につきましては5,005千円で、主に火葬設備の修繕として、日々の業務に支障をきたすことのないよう、火葬炉設備の経年劣化、機能低下に伴い必要となる修理等を予定しているものでございます。前年度比では、需用費全体では、燃料費単価の増額等がございましたので、405千円の増額でございます。第12節「役務費」は、電話代、郵便切手代の通信運搬費、浄化槽法定点検の手数料、建物火災保険の保険料として、合計で347千円でございます。前年度比では、インターネット接続に伴う通信費の増加等のため46千円の増額でございます。第13節「委託料」でございますが、施設の維持管理に必要となります説明欄に記載の委託業務を行うもので9,157千円でございます。なお、予算書には、入札執行の関係上、備考欄詳細金額は記入せず、各委託業務の名称のみを挙げさせていただいております。前年度比では、環境調査委託業務の取り止め、また火葬業務の休日等委託業務の長期継続契約に伴いまして、2,583千円の減額でございます。ただし、新たな新規の増額となります業務として、説明欄一番下でございますが、「紫雲苑増改築検討・基本設計委託業務」を計上してございます。これは、紫雲苑が昭和60年4月の供用開始以来、稼働年数が28年目に入りますことから、施設全体の老朽化の改修、また火葬炉設備の最新化や環境対策の改修に向けまして、平成24年度におきましては調査検討や基本計画に着手し、以降、平成25年度には実施設計、平成26年度には工事着工を現段階で予定としているものでございます。この改修工事に向けまして、先ほどの斎場施設整備基金にも100,000千円を積立を行うものでございます。続きまして14ページをご覧くださいと思います。第14節「使用料及び賃借料」は、事務機器のリース料、ガス警報機リース料、NHK受信料として111千円でございます。前年度比では、FAX・コピー複合機の長期継続契約により22千円の減額でございます。第18節「備品購入費」は、機器の機能低下に伴い、事務所のテレビ1台の更新で39千円でございます。第19節「負担金補助及び交付金」は、日本環境斎苑協会会費および火葬技術管理士の通信教育受講負担金といたしまして55千円でございます。前年度比では、新規に火葬技術管理士の通信教育受講負担金の増加で35千円の増額でございます。

以上が、第2項「保健衛生費」で、合計24,734千円でございます。

次に15ページをご覧くださいと思います。第2款「衛生費」第3

項「清掃費」第1目「投棄場管理費」でございますが、こちらは、中山投棄場と日夏投棄場の維持管理に要する経費で、合計で88,955千円でございます。前年度比では4,559千円の増額でございます。

内訳につきましては、第4節「共済費」は、投棄場の搬入物検査員等の臨時職員にかかる労災保険料といたしまして112千円でございます。前年度比では1千円の減額でございます。第7節「賃金」は、第4節の共済費同様に、投棄場の搬入物検査員等の臨時職員にかかる賃金として8,614千円でございます。前年度比では、勤務日数等の関係で46千円の減額でございます。次に第8節「報償費」でございますが、こちらは投棄場建設時の地元との覚え書によりまして、自治会等に支払う地元協力感謝金、また環境保全対策費として2,850千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。第9節「旅費」は、普通旅費といたしまして24千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。第11節「需用費」こちらは、事務用品や作業服、浸出水処理用の薬品等の消耗品費、重機・ダンプの燃料費、来客用茶葉の購入にかかる食糧費、印刷物の印刷製本費、施設の電気・水道代の光熱水費、浸出水処理設備や重機の定常的な修理に要する修繕料といたしまして、合計で28,138千円でございます。細節別は、説明欄に記載のとおりでございます。その内、修繕料は18,836千円で、主に浸出水処理設備や重機の修繕として、設備等の維持に支障をきたすことのないよう、経年劣化、機能低下に伴い必要となる修理等を予定しているものでございます。前年度比では、需用費全体では、浸出水処理設備の修繕料の減少により3,212千円の減額となっております。第12節「役務費」は、電話代、郵便切手代の通信運搬費、重機の法定点検の手数料、公用車・重機の保険料といたしまして、合計で788千円でございます。前年度比では、自動車・建物共済保険料の減少等により46千円の減額でございます。第13節「委託料」こちらは、15ページから16ページに渡ってございますが、施設の維持管理に必要となります説明欄に記載の委託業務を行うもので合計で37,982千円でございます。なお、予算書には、入札執行の関係上、備考欄詳細金額は記入せず、各委託業務の名称のみを挙げております。前年度比では、隔年実施をしております投棄場内の測量調査業務の実施、新規業務として、現在借用しております残土置場の返却に必要な残土置場の用地測量

調査委託業務の計上に伴い、2,202千円の増額となっております。続いて、16ページで、第14節「使用料及び賃借料」でございますが、事務機器のリース料、また残土置場借上料、浸出水処理施設の監視システムのリース料として1,400千円でございます。前年度比では、監視システムのリース満了・譲渡に伴う減少で、1,253千円の減額でございます。第15節「工事請負費」は、遮水シート保護工事といたしまして7,500千円でございます。前年度比では、例年は埋立範囲の保護工事を実施してございましたが、昨年度におきましては埋立場所の関係から実施いたしませんでしたので、全額の増額でございます。第16節「原材料費」は、覆土用山土、砕石の購入といたしまして1,400千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。第19節「負担金補助及び交付金」は、県廃棄物適正管理協議会費といたしまして10千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。第27節「公課費」は、公用車の車検に係る重量税・印紙代で137千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。

以上が、第3項「清掃費」第1目「投棄場管理費」で、合計88,955千円でございます。

続きまして17ページをご覧くださいと思います。同項、第2目「塵芥焼却場費」でございますが、こちらは新しいごみ処理施設にかかる建設推進室の運営に要する経費で、合計で572千円でございます。前年度比では359千円の減額となっております。

内訳につきましては、第9節「旅費」につきましては、普通旅費といたしまして60千円でございます。前年度比では、地域計画に係る県等との調整の関係から9千円の増額でございます。第11節「需用費」は、建設推進室で使用します事務用品等の消耗品費、また公用車の燃料費として、合計で286千円でございます。細節別は、説明欄に記載のとおりでございます。前年度比では、施設整備に係る参考図書や作業服の増加により96千円の増額でございます。第12節「役務費」は、郵便切手代の通信運搬費、公用車の保険料として、合計で29千円でございます。前年度比では、切手代の増加により3千円の増額でございます。第14節「使用料及び賃借料」は、公用車のリース料といたしまして197千円でございます。前年度比では、前年度同額でございます。

以上が、第3項「清掃費」第2目「塵芥焼却場費」で、合計572千円

でございます。

第3項「清掃費」の合計といたしましては、「投棄場管理費」と「塵芥焼却場費」を合わせて89,527千円でございます。

それでは続きまして、18ページをご覧いただきたいと思えます。第3款「公債費」第1項「公債費」こちらは、起債の償還にかかる経費でございます。第1目「元金」こちらの償還額は118,873千円、次の第2目「利子」の償還額は2,268千円で、合せまして121,141千円でございます。前年度比では、平成7年度債の完済によりまして、110,585千円の減額となっております。

次に19ページをご覧いただきたいと思えます。第4款「予備費」第1項「予備費」第1目「予備費」でございますが、1,000千円でございます。

以上が、歳出の内訳でございます。歳出合計は歳入同様469,703千円でございます。

続きまして、20ページから23ページ、こちらの資料でございますが、こちらは、給与費明細書でございます。予算書の人件費にかかる明細等でございます。

20ページは、特別職の給与費でございますが、前年度比では、額の増減はございません。しかし、職員数の関係で、給与費の支給に該当はございませんが、彦根市副市長が欠けていることから、1名の減員となっております。続いて21ページ、こちらは一般職の給与費に関しまして、職員手当の内訳、給料および職員手当の増減等の明細に関する資料でございます。

続いて22ページまた23ページは、給料および職員手当の状況に関する資料でございます。

それでは最後に、24ページでございますが、起債残高の見込みに関する調書でございます。平成24年度は新規の起債の借入れの予定はございませんので、元金118,873千円を償還いたしまして、平成24年度末現在高といたしましては、表の一番右でございますが39,294千円の予定となるものでございます。なお、平成24年度の償還によりまして、起債のうち平成8年度に借入しました分が完済となる予定で、平成25年度からは大幅に償還額が減少する見込みとなっております。

以上が平成24年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算案のご説明とさせていただきます。それでは、ご審議につきまして、よろしくお

願ひ申し上げます。

議 長 これより、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

質疑はありませんね。

議 長 「質疑なし」と認めます。

西澤議員 質問。

議 長 質疑は通告を出されて、認めますので、通告が出ておりません。

西澤議員 異議あります。

議案がはじめて議会に提案されて、はじめて議案になるものです。そこで、説明に基づいてですね、質疑を求めるとするのは、議会のあり方です。

議長の再考を求めます。

議 長 議案書は、前もって各議員にはお配りしております。それを見ていただいたうえで、通告書を提出していただく、この広域行政組合の議会の決りになっておりますので、通告がない場合は認めません。

西澤議員 議長、よろしいですか。

あの、ここで参考でいただいていますけれども、議会規則、一般質問については、勿論これ一般事務を事前にいろいろと考えながら、議案に付された、招集される以前に提出されるというのはよくわかることです。しかし議案については、質問通告書、これも整理上、大事だと思いますけれども、議案が提案されからでも受け付けていただきたいと思います。以前、そのことで北村議長も受け付けていただいた経緯もございます。予算審議という大事なことでありますので、ぜひ再考いただきたいと思います。

議 長 これにつきましては、以前、通告なしで質疑を認めていたケースもございます。ところが、いろんな質疑の内容等、またそれによって通告制にすると変更した訳でございます。それは皆さんも了解のうえで取り決めをさせていただきましたので、これはあくまでも決まりとして通告がない場合は、認めません。

ご了解いただきたいと思います。

西澤議員 議案についてもですか。

議 長 そうです。

西澤議長 認めないということですか。この規則は、このままだと一般質問に限

ってのことで、決まっていることについては、私も了解しておりますけれども。

議案については、質問通告も、勿論そうですけれども、議会の議場で質問を受け付けるというのが、原則にさせていただきたいと思ひますし、そうあるべきだというふうに思っています。

議長 基本的には、やっぱり取り決めをさせていただいたとおり、それを守らせていただきますが。

あえて、お聞きしますけど、そのどの部分についての質疑をされる訳ですか。

西澤議員 予定をしていましたのは、歳入の部分、分担金の均等割、人口割の割合の部分。それから、もう一つは、建設推進室で、負担金を徴収されていますが、40,000千円、これに対応する支出というのがどういう部分になるのか。人件費は明細がございますが、それ以外はありません。このことについてお聞きしたかったんです。

議長 それでは、議長判断で許可いたしますので、答弁の方をよろしく願ひします。

西澤議員 ありがとうございます。

議長 暫時休憩します。

《暫時休憩 15:02～15:04》

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長。

総務課長 いまほだのご質問にお答えいたします。まず一点目、分担金、負担金に関連して、人口割、均等割の部分でございますが、これにつきましては、以前の組合議会におきましても、その均等割の是非についてご質問いただいておりますので、その際にもお答えいたしておりますが、均等割につきましては、各市および町の人口規模や利用量にかかわらず、平等、共通に負担すべき基礎的な経費が発生することから、導入しているものでございます。この点をご理解いただきたいと思います。

次に、建設推進室の事業費における40,000千円という額につきましては、こちらは、建設推進室の、まず予算書に計上してございます予算上の建設推進室の塵芥焼却場費の部分、事務的な部分、それと一般管理費のほうになってしまいますが、建設推進室の職員3名にかかります人件

費、給料、職員手当等の人件費の総額および総務課および議会費に關しまして、各斎場事業、投棄場事業、建設推進室の事業に総務課および議会費の経費を3等分いたしまして、この部分が乗っておりますので、合計して40,000千円の額になってございます。

よろしくお願ひいたします。

議 長

西澤君。

西澤議員

建設推進室に関する運営費の負担金は、40,000千円、40,427千円ですね。歳出が、それぞれ明記をしていますのは、人件費についての3つ、併せますと23,650千円。23,659千円ですね。これに対して塵芥焼却場費、これは今年度は、572千円になっています。そこで、この金額を建設推進費で徴収を各市町で割る、私のところでいえば甲良町から徴収をして運営にあたるわけですけど、具体的な事業費としては無いというふうに見えるんです。それで具体的には、これは広域の、広域化の推進協議会、ここで準備がされている。こういうところに経費が流入をしているのか、とも見えますので説明をお願いいたします。

議 長

建設推進室長。

建設推進室長

すみません。建設推進室です。

予算の方で、建設推進室にかかる事務の中に、促進協議会のほうに事業費のほうに兼ねている部分があるのではということですが、促進協議会の事務の経費につきましては、組合のほうの予算の中で消化している部分もありますが、事業につきましては、促進協議会の方で会計で持っておりますので、こちらについては、こちらの中には入っておりません。ご理解のほうをよろしくお願ひいたします。

議 長

西澤伸明君。

西澤議員

それでは、一番最初のところの質問にありました、分担金なんですが、均等割2割を採ることによって、人口割でかなりの差が出てまいります。小さい町ほど、負担割合が大きくなっていくのが、この仕組みです。

回答では、均等割の2割というのは、基礎的な経費の各町の分担という形になりますが、基礎的な経費を含めて、人口の割合で、事業それからこの組合の諸経費、維持管理を各町で担当している、分担しているという考え方からいきますと、人口割を100%でもよいのではないかと、この2割にすることによって、この格差がうんと開くということですので、これは検討の余地があるというように私は。

以前、同僚議員も指摘をしていましたけれども、均等割 1 割にしますとうんと緩和がされてくるということですし、基礎的な経費をこの部分で、いわゆる均等割で見ているんだというのであれば、基礎的な経費を含めて、分担金それから負担金で維持管理をしている考え方から言えば、人口割一本でも十分にいけるんでないかと思っておりますので、見解を求めます。

議長 暫時休憩をいたします。

《暫時休憩 15:10～15:11》

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西澤伸明君に申し上げますが、議長の判断で許可をいたしましたけれども、最初の質問は、答弁をいたしております。今の質問につきまして、人口割については、再質問に入っておりませんので、これは却下します。

議長 以上で議案第 3 号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

山内議員 議長。

議長 山内善男君。

山内議員 第 3 号議案に、残念ながら反対する立場から討論いたします。

私自身は、彦根市の出身ですが、彦根市では、現在まで生ごみ処理機の購入補助あるいは、ごみの発生抑制対策として、こういった生ごみ処理の購入補助やあるいはペットボトルや容器包装プラスチックなどの分別収集をはじめ、古紙衣類の集団回収の奨励や行政回収などに取り組んで、環境負荷の低減と資源循環型社会を目指した事業の推進に取り組んでこられました。こういった対策を進める中で、ごみの発生量は、平成 18 年度をピークに、抑制傾向となって平成 22 年度では、この 4 年前と比較をして 6% ごみが減少をいたしました。実際、伸び率はわずかではありますが上向いてきて、平成 13 年度の 11.1% から 22 年度では 15.3% と、そのリサイクル率の率を伸ばしてきています。しかし、残念ながら、今年度は再びごみ等の発生量は増加に転じる兆しが見えてきていますし、また、リサイクル率も伸びたとは言え、国の平均である 20.5% には遠く

及ばない。こういうような状況になっております。それで、何が言いたいかと言いますと、それぞれの自治体ごとにごみ行政の取り組み方が違いますし、そしてまた、ごみの中身についても、それぞれの行政の自治体ごとに大きく違っているということだというふうに思っています。ですから、こういうごみ行政を広域化するということについては、ごみ減量化を進め、資源を有効活用するという、それから大きな箱物を建てずに市民や町民の皆さんから頂いた税金を有効活用するという、できるだけ小規模なごみ行政を行っていくという考え方からすれば、広域行政でごみ行政を行うということについては、こういった考え方に逆行するというふうに従来から私どもは指摘しをしておりますけれども、こういう考え方の立場に、私たちは立っております。

数年前、私も葉山町というところに、ごみ行政の視察に寄せていただきました。ここは、広域行政に葉山町も参加をするかどうかというところが問われて、葉山町自身は、広域行政組合からごみ行政については、離脱をするということを決断された自治体です。これは、こういった環境を守ることと、できるだけ小さなごみ施設を有効活用していくという考え方に立って、大きな広域化の中に入って、お金も分担も出していくと、そしてごみの減量化にも小さい、そのものの努力もなかなか繋がっていかないということで離脱を決断された訳です。ぜひ、そういう観点に、ご参加の議員の皆さんが立っていただいて、それぞれの自治体ごとに特色あるごみ行政を進めながら、ごみの減量化を進めて、できるだけ小さな箱物で、それぞれの自治体ごとに特色のあるごみ行政を進めていくという立場が必要だというふうに思います。ですから、紫雲苑や中山投棄場、日夏投棄場など各施設の運営などにご努力をいただいていることは、充分承知をしておりますし、その点は認めつつ、新たなごみ行政、広域化を進めながら大きな金額を投資する行政については、反対せざるを得ません。そういう点では、その予算が付いている部分について、残念ながら反対をするという立場を表明いたします。

いま、原子力発電所の問題が非常に取り出されていますけれども、この問題も危険がなおざりにされて、財界からのいわゆる原発利益、共同体をつくられて、本来言うべきところが言えなかったという行政のなかで、あのような危険なものが作られてまいりました。そういうような反省にたって、ぜひ、ごみ行政も進めていく、こういうことも必要だという

ことを申し上げて、第3号議案に対する反対の討論といたします。以上です。

議長 他に討論はありませんか。

—なしの声—

議長 「討論なし」と認めます。討論を終結いたします。
これより、採決を行います。

議案第3号「平成24年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算」を、
原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 多数（15人）—

ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第3号「平成24年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計
予算」は、原案のとおり可決されました。

【一般質問】

議長 次に、日程第7、定例会でもありますので、当組合所管事項に対する
「一般質問」を行います。

ただし、この一般質問におきましても通告制になっております。例外
として、緊急の質問については、皆さんの同意を得たうえで、認めます
が、一般質問はありますか。

山内議員 はい。

議長 緊急質問ですか。

質問の内容を言ってください。

山内議員 新たなごみ処理建設の候補地の発表というものが、近々に行われると
いう話も巷で伺っておりましたけれども、そのようなスケジュールが、
もし事務局から発表できるのであればお願いしたいと思います。できな
いのであればその旨を言っていただきたいと思います。以上です。

議長 ただいま、山内善男君からの質問が提案されました。

これにつきまして、今の質問に皆さんの同意を得られるかどうか、同
意を得られる方は起立願います。

一起立者 小数（1人）一

議長 ご着席願います。起立少数でございますので、質問は認められません。
以上をもちまして、今期定例会に付議されました議案は、全部議了いたしました。

これをもちまして平成24年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、ご苦労様でした。

午後3時19分 閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 24 年 4 月 4 日

彦根愛知犬上広域行政組合議会

議長 _____

議員 _____

議員 _____